

令和3年(2021年)5月31日

保護者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

緊急事態宣言の期間再延長に伴う市内小中学校の対応について

このたび、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言の期間再延長に伴い、京都府における緊急事態措置も令和3年6月20日まで延長されることとなりました。

これに伴う、市内小中学校の対応といたしましては、令和3年5月11日付け「お知らせ」で通知した緊急事態宣言の期間延長に伴う市内小中学校の対応の内容から変更はありません。引き続き、この間実施してきた対策を緩めることなく、下記のとおり教育活動を行うこととします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 教育活動について

- (1) 現時点では、臨時休業は行いません。
- (2) 感染防止対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動の一部は行わないこととします。
- (3) 宿泊を伴う教育活動は実施しません。
- (4) 中学校部活動は、府立学校の措置に準じて次のとおりとします。
 - ア 参加者は自校生徒のみ
 - イ 活動は校内のみ
 - ウ 平日・休日とも2時間以内
 - エ 宿泊は禁止
 - オ 大会・発表会等参加については、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等に限る。
- (5) 基本的には常時マスクを着用しますが、熱中症予防の観点から、児童生徒が暑さにより息苦しいと感じたときなどは、十分な距離を保ちつつ、近距離での会話を控えるなどの配慮を行い、一時的にマスクを外す指導を行います。
- (6) 児童生徒、教職員に感染が確認された場合は、臨時休業、学年閉鎖等の措置を講じます。

2 ご家庭へのお願い

- (1) ご家庭でも「新しい生活様式」及び「緊急事態措置」を踏まえた感染症対策をお願いします。
 - ・感染リスクの高い場所への外出は控える。
 - ・不要不急の外出は控える。
 - ・外出の際は、マスクの着用、手洗い実施を徹底する。
- (2) お子様や同居家族の感染が確認または濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検した場合は、速やかに学校に報告をお願いします。
なお、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とします。
- (3) お子様の健康管理には十分に注意いただき、お子様やご家庭の方で発熱等の風邪症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いします。
- (4) 熱中症予防の観点から、次の点につきまして、ご協力をお願いします。
 - ・こまめな水分補給を行うため、お茶などの十分な水分を持たせてください。
 - ・気温が高いときの登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すようにします。マスクを入れる清潔な袋などを用意してください。また、日差しが強い際には日よけに傘を使用することも有効です。

3 その他

- (1) 留守家庭児童会におきましても、通常どおりに運営を行います。
- (2) 今後状況の変化があった場合は、京田辺市教育委員会ホームページ等によりお知らせします。